

答申書

勝央町特別職報酬等審議会

令和7年11月13日

勝央町長 水嶋 淳治 様

勝央町特別職報酬等審議会

会長 泉 信彦

勝央町特別職報酬等の額について（答申）

令和7年8月27日付で諮問のあった標記について、次のとおり答申する。

なお、本答申は、当審議会の慎重なる審議を経て、全員一致による結論に至ったものであり、審議については、経済情勢や諮問の趣旨を十分に認識した上で、本町の財政状況や県内町村、類似団体の状況等の資料に基づき、厳正、公正、中立の立場から慎重に審議を行った結果である。

（答申）

勝央町長、副町長及び教育長の給料の額

下表のとおり改定することが適当である。

職名	月額	増減
町長	734,000円	14,000円
副町長	610,000円	0円
教育長	562,000円	12,000円

勝央町議会議員の報酬の額

下表のとおり改定することが適当である。

職名	月額	増減
議長	326,000円	26,000円
副議長	264,000円	24,000円
議員	240,000円	20,000円

(審議の経過と説明)

勝央町議会から当審議会に対し、議員報酬の 22 万円から 26 万円への引き上げに関する意見書が提出されたことを受け、昨今の社会経済の情勢や賃金水準の上昇及び勝央町の現下の状況を考慮し、客観的な視野と公正不偏な姿勢を旨とし、4回にわたり会議を開催した。

会議において、各委員は諸資料に基づき、広範な意見交換と多角的な検討を重ね、慎重な審議を行った。

1 基本的な考え方

特別職等の給与・報酬等については、職務の内容や職責の重さに応じて正当に評価され、かつ相応な額が保障されるべきであることを基本とし、次の具体的な内容を勘案し審議した。

- ①これまでの特別職報酬等の改定経過
- ②全国及び岡山県、並びに県内町村との比較検討
- ③本町の財政状況等
- ④本町議員の活動状況

2 審議資料とその説明

当審議会は、審議資料をもとに次のとおり説明を受けた。

- ①本町の特別職の報酬等については、平成 17 年度の当審議会の答申により、町長以下 3 役及び議員の減額の改定がなされており、その後の平成 25 年度開催の審議会においても改定を据え置くとの判断がなされ今日に至る。
- ②本町の特別職の報酬等は、全国類似団体、岡山県内の町村と比較したところ、議長、副議長、議員の報酬は、様々な指標が何れも平均額を下回る。一方、町長、副町長、教育長の報酬については、比較する指標により上回る場合や下回る場合がある。
- ③最終改定年度の平成 17 年度当時と比較すれば、地方交付税及び税収も平成 17 年を上回るまで回復しており、町の財政全体で考えれば、財政にゆとりがあり、概ね健全と評価できる状態を維持している。

3 審議内容と意見

当審議会は、前述の説明を受け、各委員が慎重に検討するため、4回の会議を開き、意見の集約を図った。

審議会意見は、以下のとおり。

- ①社会経済状況などを考えれば、報酬等の減額改定は考えられないのではないか。現状維持又は増額改定の何れかの判断になる。
- ②特別職報酬等の増額は、人件費増に繋がることを考えれば、本町の財政状況

を考慮する必要がある。

- ③ 議会機能の維持や地域住民の多様な意見の反映を確保する必要があるが、人口減少時代を見据え、議員定数についても見直す必要があるのではないか。
- ④ 議員報酬については、単に本会議などの会議に出席し、議案の審議などを行うだけではなく、本町の事務に関し調査研究するための活動や、住民代表として住民意思を把握するための議員活動内容の全容を踏まえて妥当性を判断する必要がある。
- ⑤ 県内町村だけでなく近隣の市（津山市、美作市）の特別職の報酬等についても参考値として確認する必要がある。
- ⑥ 報酬改定判断のため期末手当の率について確認する必要がある。
- ⑦ 全国町村議会議長会が示している首長の活動量を加味した議員報酬の適正水準を考えるための算定方法は、議員の報酬額を決定する上で参考にすべきではないか。
- ⑧ 平成17年に特別職報酬等審議会が示した金額以上に町長の給料月額は引き下げられており、その金額のまま今日に至っている。そのため、全国町村議会議長会が示している議員報酬を算出する計算式に現在の町長の給料月額を基礎数値としては用いることは不正確であるともいえる。
- ⑨ 報酬水準を検討する上で、議会活動及び議員活動に係る議会報告値を参考にしたが、議会は住民に対し議員がどのような活動を行っているのか“見える化”するべきではないか。
- ⑩ 今回は増額という結論だが、今後の経済状況等を踏まえて必要に応じて審議会を開催すべきではないか。

4 結論

（1）勝央町長、副町長及び教育長の給料の額について

町長及び教育長の給料額は、何れも全国町村の類似団体57団体の平均、県内7町平均をそれぞれ下回るため、現行の額を前述する答申額へ引き上げる必要があるとの結論に到った。

しかし、副町長の給料の額については、全国町村の類似団体57団体や、人口規模が同等の県内7町の平均と比較すると、概ね平均値であることから、現行の額で据え置くことが適当であるとの結論に到った。

特別職	現行給料月額	給料平均月額 (県内7町平均)	答申額
町長	720,000円	734,300円	734,000円 (14,000円増)
副町長	610,000円	608,700円	据え置き
教育長	550,000円	562,300円	562,000円 (12,000円増)

(2) 勝央町議会議員の報酬の額について

勝央町議会議員の報酬の額については、社会経済状況及び本町の財政状況、昨今の議員活動内容の全容、全国町村議会議長会が提示する議員報酬の水準の考え方を考慮し、また、議員定数については各町村の事情等を踏まえて町民の意見を反映し議会において決められるものであるため、議員一人一人の活動量に見合った報酬を検討することとした。

なお、この決定に至った経緯は以下のとおりである。

- ① 全国町村の類似団体57団体と比較をしたところ、議長、副議長及び議員の何れの報酬も全国平均を下回ることや、人口規模が同等の県内町村の報酬額を2～3万円以上下回る現状を客観視する必要がある。
- ② 全国町村議会議長会が提示する議員報酬の算定モデルにより算出される議員報酬の算定値は、議員及び町長の活動量に応じて相対的に変化するものであるが、それぞれの活動が直接的な因果関係にあるものではなく、首長の活動量が減少する場合や、議員の活動量が増加すれば議員報酬水準を上げるという単純な議論にはならないことにも留意する必要がある。
- ③ 首長と議会は、それぞれの役割と権限を持つ二元代表制の下で独立しているが、首長の活動に対する議会のチェック機能や政策形成における連携・対立関係は、間接的に議員活動量に影響を与える要因となりえることも考えられる。
- ④ 議員は町民の代表として議会の議決を行うだけでなく、町の行財政運営や、事業を監視する役割を担ってきたが、昨今地方分権の進展等に伴い、多様化する町民要望の実現に向けた活動など、活動範囲は拡大しており、その職責は重大であるため、単にある年のある町長、議員の活動実績やモデル値のみで機械的に報酬額を決定付けることは難しい。
- ⑤ 議員報酬は、役務の対価であり給与ではないとされているが、議会からの意見書にもあるとおり、議員のなり手不足や人材確保、現在の社会情勢などを考慮しつつ、議員の活動量が増えれば、生活給的な論理も内包するため、議員の活動量を無視して報酬を決定することは出来ない。しかしながら、県内町村の報酬等との均衡についても考慮が必要である。
- ⑥ 議員個人の活動日数には大きな個人差があり、議員活動の平均値を単に機械的に算出すると実態とかけ離れたものとなるため、議会からの報告値と誤差の少ない議員活動をされている議員の活動日数を算定用の数値として採用する必要がある。

以上のことと踏まえた上で、議員報酬の適正水準を検討したところ、少なくとも県内の同規模 7 町の報酬平均額程度へ引き上げるべきとの意見が多数あり、議会から報告のあった議会及び議員活動日数の標準的な日数、町長活動日数、前述の町長答申額を基礎数値として、全国町村議会議長会が提示する原価方式の算定方法により試算したところ、後掲の表のとおり、概ね県内同規模 7 町の報酬平均額と同程度となり、議員報酬の額を前述する答申額へ引き上げるべきとの結論を得た。

なお、議会からの意見書にあった各論点については、賛同できるところもあるが、議員活動の状況や県内町村の状況などを勘案した結果、本町首長及び議員の活動実績のサンプル数が少ないとや、近年の物価上昇、人件費高騰への県内町村の対応も現時点では低調であることから、町議会からの意見にあった議員報酬額 26 万円への引き上げは妥当ではないと判断した。

(議員報酬試算)

a	b	c	a ÷ b × c	
議会及び議員活動日数	首長活動日数	首長給料月額 県内 7 町平均	議員報酬水準額	答申額
101 日 (内訳) ・議会活動 55 日 ・議員活動日数 46 日※	309 日 (実績値 R6 年度)	734,300 円 (百円未満切捨て)	240,013 円 (小数点以下四捨五入)	240,000 円 (20,000 円増)

※議員活動日数は、議会報告値 109 日と乖離がない平均的な活動を行っている議員の概ね中央値を採用

(3) 勝央町議会議長、副議長の報酬の額について

議長、副議長の報酬の額は、全国町村議会議長会調査研究資料による議員報酬との比較割合(議長の報酬は一般議員の 1.36 倍、副議長の報酬は一般議員の 1.10 倍)を参考にして算出した。

以上、本審議会において、全国町村議会議長会が提示する算定モデル、勝央町の財政状況や県内 7 町の報酬額等及び改定状況、全国類似団体の報酬額等の額との比較、さらには社会経済情勢といった様々な情勢や要因等を総合的に精査検証した結果、現行の報酬額を一部改定しなければならないとの意見で一致した。

このことから、当審議会の意見として、今回諮問された特別職の報酬等については、答申のとおり結論に達した。

(4) 最後に

本審議会では、特別職の報酬等の額の水準を考える上で、首長や議員の活動実績を算定指標の一つとしてきたところであるが、評価の精度を高めるためには、議員の活動内容を可視化し透明性を高めていく必要がある。

また、報酬改定に係る町民の理解を得るためにには、議員個人の調査研究や町民との意見交換など、具体的な活動内容や地域における議員の役割を町民へ丁寧に説明していくことが大切なことでもあり、町民の議会に対する関心を高めることにも繋がるものと考えている。

議会が開かれた存在として認識されるように、住民の信頼と負託に応えることを切望し、答申の結びとする。

本審議会の審議に参加した委員は、次のとおりである。

会 長	泉 信彦	(勝央町区長会会長)
委 員	佐藤 宣義	(みまさか商工会会長)
委 員	日下 智行	(晴れの国岡山農業協同組合 勝央支店長)
委 員	福島 茂	(勝央町社会福祉協議会会长)
委 員	田中 公浩	(勝央町PTA連合会会长)
委 員	本行 才泰	(勝央町元気なまち町民会議委員)
委 員	黒籜 訓弘	(勝央町広報専門委員会委員長)
委 員	大谷 文子	(行政相談委員)
委 員	橋本 そのみ	(勝央町愛育委員会会长)
委 員	河内 三月三	(勝央町栄養委員会会长)

(順不同)

審議会は次のとおり開催された。

第1回	令和7年 8月27日
第2回	令和7年 9月29日
第3回	令和7年10月29日
第4回	令和7年11月11日